

# 京信バリュープラン セカンドライフ

(2024年1月4日現在)

商品名		京信バリュープラン セカンドライフ		
ご利用いただけるお客様		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約時満50歳以上で、退職金をお受取後1年以内のお客様 ※京信ポイントサービスをお申込のお客様を対象とさせていただきます。</li> <li>※ご利用はお一人様1回、1店舗に限りお申込みいただけます。</li> <li>・バリュープランの対象投資信託と3カ月ものスーパー定期を同時にお申込みの個人のお客様。</li> <li>※投信インターネットサービスで投資信託を購入される場合は、バリュープランをご利用いただけません。</li> </ul>		
ご利用の条件		<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職金によるご契約に限ります。</li> <li>・退職金を受け取られたことを以下の書類等をご提示いただくことで確認させていただきます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①退職金支払(支給)明細</li> <li>②退職所得の源泉徴収票</li> <li>③退職金受取口座通帳</li> </ul> </li> <li>・京都信用金庫に既にお預け入れいただいている定期預金の解約による預け替えの取扱いはできません。</li> <li>・他の金融機関にて退職金をお受け取りになった場合でも、当金庫の口座に預け替えいただければ本商品の対象となります。</li> </ul>		
取引金額等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・スーパー定期と対象の投資信託の合算で 300万円以上 退職金お受取金額の範囲内 (同一取引店の同一名義のお取引とします。)</li> </ul>		
スーパー定期		投資信託		
		※対象となる投資信託については、窓口までお問い合わせください。		
期 間	・3カ月	期 間	・定めはありません。	
種 類	・自動継続式	種 類	・株式投資信託	
預 入 (受入)	預入 (受入) 方法	事 前 預 託 (受入)	申 込 (受入) 方 法	・一括事前預託
	預入 金額		申 込 金 額	・合算金額のうち50%以上で、 150万円以上 ※対象となる投資信託のお申込金額には、販売手数料・消費税等を含みます。
	預入 単位		申 込 単 位	・1円単位
払戻 (支払)方法	・満期日以降に一括して支払います。	換金 (支払)方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・換金のお申込日から原則として4～6営業日目に支払います。</li> <li>※銘柄によって異なります。</li> <li>・償還金は、償還日から原則として5営業日目に支払います。</li> </ul>	

利息	適用金利	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定金利(対象の投資信託をご購入いただくことを条件に、預入時に通帳に表示する金利を満期日まで適用します。)</li> <li>・表示金利は、当初3ヵ月のみの適用です。</li> </ul>	<p>ご注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資信託は預金、保険契約ではなく、元本および利回り、分配金の保証はありません。</li> <li>・投資信託は、組入れ有価証券等の値動きやその発行者の信用状況の変化などの影響により基準価額が上下するため、お受取金額が投資元本を割り込むリスクがあります。</li> <li>また、外貨建て資産に投資するものは、為替相場の変動などの影響により基準価額が上下するため、お受取金額が投資元本を割り込むリスクがあります。</li> <li>・投資信託の運用による利益および損失はご購入されたお客様に帰属します。</li> <li>・一部の投資信託では、お取扱いできない日や大口の換金について制限がある場合があります。</li> </ul>
	利払方法(頻度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後に一括して支払います。</li> </ul>	
	計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付利単位を1円として、1年を365日とする日割計算。</li> </ul>	
手数料	_____	<p>手数料等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資信託のご購入時には、お申込手数料(申込口数、金額に応じ、基準価額に対し最大3.3%〔税込〕)が必要です。</li> <li>また換金時には、信託財産留保額(換金時の基準価額に対し最大0.5%)が必要です。</li> <li>保有期間中は信託報酬(信託財産の純資産総額に対し最大年率2.42%〔税込〕)、および監査費用、その他費用等が信託財産から支払われます。</li> <li>ファンド毎に異なりますので、詳細は「投資信託説明書(交付目論見書)」等によりご確認ください。</li> <li>なお、手数料等の合計額については、お申込金額、保有期間、運用状況等に応じて異なりますので、表示することはできません。</li> </ul>	

<p>税金</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優をご利用の場合は除きます。）</li> </ul>	<p>税金</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、保有期間中の収益分配金（普通分配金）の額、及び換金時・償還時の差益は課税の対象となります。</li> <li>※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。</li> <li>※税制は変更されることがありますので、詳細は、税務専門家にご確認ください。</li> </ul>
<p>付加できる特約事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「総合口座」の担保定期預金に組み入れることができます。（貸越金利は担保定期預金に0.5%上乗せした金利）</li> <li>・マル優利用資格を有するお客様はお申出によりマル優の取扱いができます。</li> </ul>	<p>その他参考となるべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。</li> <li>・当金庫が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。</li> <li>・当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は各運用会社（投資信託委託会社等）が行います。</li> <li>・投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフ（書面による契約解除）の適用はありません。</li> <li>・投資信託をお申込みの際は、あらかじめ最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」及び「投資信託説明書（目論見書）補完書面」等を必ずお読みいただき内容をご確認・ご理解の上、ご自身でご判断ください。</li> <li>・インターネット専用ファンドを除き、「投資信託説明書（交付目論見書）」及び「投資信託説明書（目論見書）補完書面」等は当金庫本支店にご用意致しております。なお、当金庫ホームページに全ファンドの「投資信託説明書（交付目論見書）」等を掲載しております。</li> <li>・この説明書は当金庫が独自に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。</li> </ul>
<p>満期日以後の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初回満期日にスーパー定期3か月ものに自動継続し、自動継続後の適用金利は継続日におけるスーパー定期3か月もの金額階層別店頭表示金利を適用します。</li> </ul>		
<p>満期前解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、解約日の普通預金金利により預入日から解約日の前日までの日数で計算した満期前解約利息とともに支払います。</li> </ul>		
<p>金利情報の入手方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金利については窓口までお問い合わせください。</li> </ul>		

<p>その他 参考となる べき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・通帳式のみの取扱いとなります。</li><li>・一部お取扱いできない店舗があります。</li><li>・ポイントサービスの特典による定期預金金利上乘せの重複適用はありません。</li><li>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険制度によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)</li><li>・預金保険制度の詳細については、窓口までお問い合わせください。</li><li>・金融情勢によっては、商品内容の変更もしくは、取扱いを中止することがあります。</li></ul>		
-------------------------------	---	--	--

<p>苦情処理措置</p> <p>紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話 075-211-2111）にお申出ください。</p> <p>紛争解決措置 紛争解決においては、上記お客様相談室、また全国しんきん相談所（9時～17時、電話 03-3517-5825）をはじめとする他の機関でも受け付けています。お申出により京都弁護士会紛争解決センター（電話075-231-2378）等で紛争の解決を図ることもできます。また、各弁護士会紛争解決センター等に直接申立ていただくことも可能です。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の各弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、当該地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。 ホームページでも公表しています。詳細については窓口までお問い合わせください。</p>	<p>苦情処理措置</p> <p>紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、①当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話075-211-2111）、②下記加入協会から苦情の解決業務等の委託を受けた「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（ADR FINMAC）」（電話0120-64-5005）にお申出ください。</p> <p>紛争解決措置 紛争解決においては、①下記加入協会から紛争の解決のあっせん等の委託を受けたADR FINMAC、②上記お客様相談室、③全国しんきん相談所（9時～17時、電話 03-3517-5825）をはじめとする他の機関でも受け付けています。お申出により京都弁護士会紛争解決センター（電話 075-231- 2378）等で紛争の解決を図ることもできます。また、各弁護士会紛争解決センター等に直接申立ていただくことも可能です。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の各弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、当該地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もありますホームページでも公表しています。詳細については窓口までお問い合わせください。</p>
-----------------------------	--	-----------------------------	--

商号等：京都信用金庫 登録金融機関  
近畿財務局長（登金）第52号  
加入協会：日本証券業協会